

令和4年6月1日

生徒1人1台端末の使用にあたって生徒の皆さんに守ってほしいこと

福島県立いわき翠の杜高等学校

福島県教育委員会では、令和4年度県立高校入学生から、個人所有のキーボード付端末により、生徒1人1台端末環境を実現することになりました。それにより、いわき翠の杜高等学校でも今年度入学生から1人1台端末を活用した教育活動を行うこととなります。

皆さんが使用する端末は個人所有の文房具という扱いですが、同時に校内無線LANという公共物（校内の生徒・教職員が共同で使用する設備）に接続して使用するという側面も持っています。従って、通常の文房具のように各自のルールで自由に使用してよいというわけではありません。

ここでは、1人1台端末を使用するにあたり、生徒の皆さんに守ってほしいことをまとめましたので、よく読んで理解し、またわからないことがあれば担任の先生や教科「情報」の授業を担当している先生に聞いて、適切な使用をするように努めましょう。

1 利用の目的を理解して使用する

- (1) 教育活動に使用するための端末です。授業やホームルーム等の必要な場面でのみ使用し、休み時間等、教員が指導・監督していない場面での私的な使用は認めません。
- (2) 学校で使用を許可されたインターネット閲覧、アプリケーションの使用、その他端末の機能の利用に限ります。

2 使用する端末を届け出る

- (1) 使用できる端末は1人1台に限ります。（携帯電話、スマートフォン、キーボードのないタブレットは不可とします。）
- (2) 利用する端末は別紙（様式1）にて届け出をしてください。端末のスペックやセキュリティの関係で使用が許可されないこともあります。
- (3) 端末の機種を変更したり、使用しなくなったときは速やかに申し出てください。

3 使用上の注意

- (1) 録画や録音の機能は、教員の許可を得て使用してください。
- (2) 閲覧及びダウンロードした情報を使用するときは、著作権法等を守ってください。
- (3) インターネット上のトラブルが心配される場合は、ただちに教員や保護者に相談してください。

4 校内無線LANに接続するときの注意

- (1) 生徒は、この文書の注意事項及び学校の規則に同意した上で接続してください。
- (2) 校内無線LANには、教育委員会及び学校が設定する「フィルタリングルール」が設定されています。

(3) 生徒の端末情報と通信の接続の履歴は学校が記録しています。校内無線LANに接続したときも含めて、それらを調査するときもあります。

(4) これらの注意事項や学校の規則に反した不適切な使用をした結果、生徒に損害が生じて、学校は責任を負いません。

5 禁止事項

(1) 発信元が不明なソフトウェア（アプリケーション）を使用してはいけません。

(2) 情報を発信する場合、法律に触れる行為や誹謗中傷等の情報モラルに反する行為をしてはいけません。

(3) その他、教育委員会や学校が禁止する行為を行ってはいけません。

6 端末の管理

(1) 端末は、生徒が自分のロッカーに保管、施錠するなどして個人で管理することを原則とします。学校は、端末の盗難、紛失、破損、故障等の管理について責任を負いません。

(2) 端末の基本ソフトウェア（OS）及び使用する全てのソフトウェア（アプリケーション）は常に最新アップデートするようにしてください。また、更新プログラムの配布などのサポートが終了したソフトウェア（アプリケーション）を使用してはいけません。

(3) 原則として、端末の充電は家庭に持ち帰り、家庭で行ってください。ただし、学習活動を進める上で学校が必要と認める場合には教員の許可を得た上で校内での充電を認めます。その際、充電に必要な機材は生徒が用意してください。

(4) 校外での端末使用も、校内での使用の決まりに準じます。特に、公衆無線LAN（無料Wi-Fi）については、セキュリティが不完全なものが多いので、接続しないこと。校外での端末の使用について発生した生徒の不利益について、学校は一切の責任を負いません。

7 利用の停止及び制限

学校は、生徒が定められた規則に反した場合又は不適切な利用と認められる行為を行った場合には、生徒の使用の停止又は制限をすることもあります。

この規則は令和4年4月1日から守ってください。